

《記入上の注意》

「組合員・被扶養者申告書」というのは、当用紙の名称(総括名称)であり、提出していただく書類は、「申告区分」の1~8に記載された名称のものです。使用目的に合わせて1~8の該当する申告区分番号を、必ず、○で囲み、それぞれ所定の記入箇所に記入してください。
なお、2以上の申告区分に該当する場合は、該当する全ての区分を1枚の用紙に記入してください。

- ⑦組合員等番号……組合員等番号(職員番号)を記入してください(市町村費は未記入)
⑧職名……校長・教頭・教諭・講師・養護教諭等「職名」を記入してください
⑨⑩氏名(漢字)(カナ)…**楷書で正確・明瞭に記入**してください
⑪⑫性別……末尾コード表の該当する番号を記入してください
生年月日……元号は末尾コード表の該当する番号を記入し、年・月・日の数字が1桁の場合は右に寄せて、記入余りの桁に「0」を記入してください
⑬所属異動年月日……県費支弁職員→市町村費支弁職員又は市町村費支弁職員→県費支弁職員、県費支弁職員→和歌山県立医科大学職員又は和歌山県立医科大学職員→県費支弁職員等の場合、記入してください
⑭所属所コード……所属所ごとに決まった6桁の番号を記入してください
⑮共済資格取得日……組合員の資格取得日を、上記⑪「生年月日」欄と同じ要領で記入してください
⑯共済資格喪失日……組合員の資格喪失日を、上記⑪「生年月日」欄と同じ要領で記入してください(退職や死亡の場合、資格喪失日はその翌日)
⑰事由欄……該当する番号を○で囲んでください
⑱紀陽支店コード・口座番号・紀陽支店名・金融機関確認印
……共済組合に登録しようとする通帳に記載された支店コード及び口座番号を記入し、支店名を記入してください
確認のため、紀陽銀行の窓口で確認印の押印を受けるか、通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください
※確認印は、紀陽銀行全支店で押印できます
*登録した口座は、隨時に変更することができないため、解約しないでください。
(不都合が生じた時のために、2年に一度、変更可能期間を設けますので、当該期間に変更してください。)
- ⑲⑳公費負担医療……該当の場合は○、非該当の場合は×を記入してください
㉑基礎年金番号……基礎年金番号を記入してください
㉒郵便番号……必ず記入してください
現住所(漢字)(カナ)…左に寄せて**楷書で正確・明瞭に記入**してください
都道府県名の記入は不要です
(例) 現住所(漢字) 現住所(カナ)
和歌山市 湊2丁目6 佐野湊園地1号棟215号室 → ワカヤマシ ミナト2-6 サノミナタダンチ1-215
和歌山市 島51-14 県職員住宅6号 → ワカヤマシ シマ51-14 ケンショクインジュウタク6

- ㉓性別……末尾コード表の該当する番号を記入してください
㉔扶養手当受給の有無……該当を○で囲んでください
㉕給与事務担当者証明印……①において「有」の場合、給与事務担当者の証明印を押してください
証明印は、当該被扶養者氏名、性別、続柄及び生年月日の記入に誤りがなく(扶養手当受給の申請書類により確認)、扶養手当が支給されていることを証明する印です
㉖被扶養者の要件を備え又は欠くに至った年月日……該当年月日を記入してください
㉗職業……被扶養者の職業を記入してください
㉘年間収入見込額……被扶養者の年間収入の推計額を記入してください
㉙被扶養者認定申告区分……新規認定の場合…該当する認定区分を○で囲んでください
継続認定の場合…矢印で結んでください。(普通→特別) 又は(普通←特別)
㉚同居・別居の別……組合員との同居・別居の別について○で囲んでください
住所(住民登録住所)……別居の場合のみ、住民登録されている住所を郵便番号から記入してください
(「同居」の場合は記入不要)
㉛配偶者基礎年金番号……20歳以上60歳未満の配偶者について、次の場合は、配偶者の基礎年金番号を記入し、次の届書を同時に提出してください。(同時提出…□にチェック)
・被扶養者の認定申告をする場合…国民年金第3号被保険者資格取得届書
・被扶養者の取消申告をする場合(申告理由:所得超過・離婚・死亡のみ)…国民年金第3号被保険者資格喪失届書
㉜申告理由欄……申告理由その他必要事項を記入してください
㉝組合員異動報告書(退職等)を提出する場合、必ず、□にチェックし、必要書類を提出してください
①「資格喪失証明書」の要否(国民健康保険に加入、家族の健康保険の被扶養者に認定申告する場合)
②提出する「年金関係書類」について、各々の必要書類に○を付け、できるだけ同時に提出してください

組合員氏名欄…証の返納について
返納部数を記入してください

コード表 (抜粋)

(1) 性別 男 1 女 2

(2) 元号 昭和 3 平成 4 令和 5

(3) 続柄

| 続柄 | コード | 続柄 | コード | 続柄 | コード | 続柄 | コード | 続柄 | コード |
|----|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|----|-----|
| 本人 | 00 | 二女 | 12 | 義父 | 36 | 妹 | 50 | 甥 | 80 |
| 夫 | 01 | 三男 | 13 | 母 | 37 | 祖父 | 60 | 姪 | 82 |
| 妻 | 01 | 三女 | 13 | 義母 | 38 | 義祖父 | 61 | | |
| 長男 | 11 | 四男 | 14 | 兄 | 40 | 祖母 | 62 | | |
| 長女 | 11 | 四女 | 14 | 姉 | 40 | 義祖母 | 63 | | |
| 二男 | 12 | 父 | 35 | 弟 | 50 | 孫 | 65 | | |